

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)	科 目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	2,502	2,413	貯金	1,397,330	1,363,768
預け金	937,846	908,840	当座貯金	6,516	4,057
系統預け金	910,048	879,840	普通貯金	4,001	4,171
系統外預け金	27,798	29,000	通知貯金	2,050	2,189
コールローン	70,000	100,000	別段貯金	111	147
買入金銭債権	36,973	38,357	定期貯金	1,384,620	1,353,168
有価証券	410,276	397,004	定期積金	29	33
国債	304,146	292,437	譲渡性貯金	3,430	1,430
地方債	35,864	38,873	債券貸借取引受入担保金	146,489	181,935
短期社債	3,999	5,999	借入金	24,300	19,700
社債	36,453	29,083	代理業務勘定	0	0
外国証券	4,170	3,344	その他負債	1,608	1,389
株式	1,057	744	未払法人税等	117	132
受益証券	24,584	26,522	貯金利子諸税その他	7	10
貸出金	142,936	141,200	従業員預り金	111	112
手形貸付	483	596	仮受金	9	10
証書貸付	63,499	61,326	その他の負債	448	301
当座貸越	2,889	2,819	未払費用	903	812
金融機関貸付	76,028	76,448	前受収益	6	5
割引手形	35	10	未決済為替借	4	2
その他資産	1,861	1,699	諸引当金	3,258	3,313
従業員貸付金	1	1	相互援助積立金	2,252	2,323
仮払金	19	5	賞与引当金	54	52
未収金	4	39	退職給付引当金	726	702
長期前払費用	91	82	役員退職慰労引当金	129	148
その他の資産	601	490	特例業務負担金引当金	95	85
未収収益	1,140	1,075	繰延税金負債	2,322	-
未決済為替貸	1	3	債務保証	375	357
有形固定資産	3,140	3,043	負債の部合計	1,579,115	1,571,893
建物	2,088	1,995	(純資産の部)		
土地	1,025	1,025	出資金	40,771	40,771
その他の有形固定資産	26	22	(うち後配出資金)	(28,220)	(28,220)
無形固定資産	20	12	利益剰余金	33,697	34,432
ソフトウェア	13	6	利益準備金	15,034	15,482
その他の無形固定資産	6	6	その他利益剰余金	18,663	18,949
外部出資	55,469	55,469	経営基盤安定化積立金	5,000	5,000
系統出資	54,655	54,655	特別積立金	6,254	6,254
系統外出資	814	814	当期末処分剰余金	7,408	7,695
繰延税金資産	-	169	(うち当期剰余金)	(2,238)	(2,154)
債務保証見返	375	357	会員資本合計	74,468	75,203
貸倒引当金	△724	△868	その他有価証券評価差額金	7,095	603
			評価・換算差額等合計	7,095	603
			純資産の部合計	81,564	75,807
資産の部合計	1,660,679	1,647,700	負債及び純資産の部合計	1,660,679	1,647,700

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度		令和4年度	
	〔自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日〕		〔自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日〕	
経 常 収 益		10,822		14,423
資 金 運 用 収 益		9,435		9,536
貸 出 金 利 息		879		865
預 け 金 利 息		42		33
有 価 証 券 利 息 配 当 金		3,318		4,151
コ ー ル ロ ー ン 利 息		10		9
そ の 他 受 入 利 息		5,185		4,475
(うち受取奨励金)		(4,420)		(3,961)
(うち受取特別配当金)		(695)		(454)
役 務 取 引 等 収 益		113		108
受 入 為 替 手 数 料		30		28
そ の 他 の 受 入 手 数 料		82		79
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益		0		0
そ の 他 事 業 収 益		978		4,527
受 取 出 資 配 当 金		758		758
国 債 等 債 券 売 却 益		218		3,768
金 融 派 生 商 品 収 益		2		-
そ の 他 経 常 収 益		294		251
償 却 債 権 取 立 益		7		6
株 式 等 売 却 益		254		204
そ の 他 の 経 常 収 益		32		40
経 常 費 用		8,252		11,908
資 金 調 達 費 用		5,800		5,626
貯 金 利 息		38		29
譲 渡 性 貯 金 利 息		2		1
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息		12		12
そ の 他 支 払 利 息		5,747		5,582
(うち支払奨励金)		(5,745)		(5,580)
役 務 取 引 等 費 用		52		50
支 払 為 替 手 数 料		1		0
そ の 他 の 支 払 手 数 料		50		48
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用		0		0
そ の 他 事 業 費 用		206		4,025
国 債 等 債 券 売 却 損		206		4,025
経 費		2,035		1,952
人 件 費		839		827
物 件 費		1,140		1,070
税 金		55		54
そ の 他 経 常 費 用		158		253
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		71		143
相 互 援 助 積 立 金 繰 入 額		70		70
株 式 等 売 却 損		-		5
株 式 等 償 却		16		33
そ の 他 の 経 常 費 用		0		0
経 常 利 益		2,569		2,515
特 別 損 失		0		-
固 定 資 産 処 分 損		0		-
税 引 前 当 期 利 益		2,568		2,515
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		328		370
法 人 税 等 調 整 額		1		△ 10
法 人 税 等 合 計		329		360
当 期 剰 余 金		2,238		2,154
当 期 首 繰 越 剰 余 金		5,170		5,540
当 期 未 処 分 剰 余 金		7,408		7,695

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	2,568	2,515
減価償却費	110	107
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	71	143
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	601	△ 4
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	△ 621	59
資金運用収益	△ 9,435	△ 9,536
資金調達費用	5,800	5,626
有価証券関係損益 (△は益)	1,057	384
固定資産処分損益 (△は益)	0	—
貸出金の純増 (△) 減	△ 1,455	1,735
預け金の純増 (△) 減	33,499	32,908
貯金の純増減 (△)	△ 23,313	△ 35,561
借入金の純増減(△)	△ 4,100	△ 4,600
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	23,722	35,445
コールローン等の純増 (△) 減	△ 22,988	△ 31,383
事業分量配当金の支払額	△ 800	△ 1,000
その他	△ 1,924	31
資金運用による収入	9,491	9,599
資金調達による支出	△ 5,848	△ 5,647
小 計	6,437	824
法人税等の支払額	△ 322	△ 355
事業活動によるキャッシュ・フロー	6,115	468
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 139,064	△ 254,888
有価証券の売却による収入	77,107	191,493
有価証券の償還による収入	38,536	67,161
固定資産の取得による支出	△ 3	△ 2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 23,423	3,764
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 420	△ 420
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 420	△ 420
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額(減少額)	△ 17,728	3,812
6 現金及び現金同等物の期首残高	20,330	2,601
7 現金及び現金同等物の期末残高	2,601	6,414

4. 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1 当期末処分剰余金	7,408	7,695
2 剰余金処分額	1,868	1,751
(1) 利益準備金	448	431
(2) 出資配当金		
普通出資に対する配当金	138	138
後配出資に対する配当金	282	282
(3) 事業分量配当金		
特 配	414	412
特々配	585	487
3 次期繰越剰余金	5,540	5,944

(注) 1. 出資金の配当率は、次のとおりです。

- (1) 令和3年度
 - 普通出資金の配当率 1.1%
 - 後配出資金の配当率 1.0%
- (2) 令和4年度
 - 普通出資金の配当率 1.1%
 - 後配出資金の配当率 1.0%

2. 事業分量配当金の分配の基準は、次のとおりです。

- (1) 令和3年度
 - a. 特配
 - 令和3年度貯金奨励金の対象貯金平均残高に対して0.0300%
 - b. 特々配
 - 令和3年度貯金奨励金の対象貯金平均残高に対して0.0423%
- (2) 令和4年度
 - a. 特配
 - 令和4年度貯金奨励金の対象貯金平均残高に対して0.0300%
 - b. 特々配
 - 令和4年度貯金奨励金の対象貯金平均残高に対して0.0354%

5. 注記表

(令和3年度)

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
 - ・ その他有価証券
 - 時価のあるもの
 - ・ 原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等
 - ・ 原価法（売却原価は移動平均法により算定）なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
 - また、主な耐用年数は次の通りです。

建 物	15年～38年
その他	5年～30年
- (4) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (5) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (6) 引当金等の計上方法
 - ① 貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
 - 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。
 - 上記以外の債権については、債務者区分ごとに過去の貸倒実績率等の長期平均値に基づき過去の損失率の実績値を算出し、この実績値に将来の損失発生見込にかかる必要な修正を行って予想損失率を求め、対象債権の額に予想損失率を乗じて算出した額を計上しています。
 - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
 - なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,072百万円です。
 - ② 賞与引当金
 - 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

⑤相互援助積立金

相互援助積立金は、滋賀県JAバンクの信用向上に資するため、「滋賀県JAバンク支援制度要領」に基づき、所要額を計上しています。

⑥特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、拋出する特例業務負担金の令和4年3月現在における令和14年3月までの実負担見込額に基づき計上しています。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2. 会計方針の変更に関する事項

(1) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）の適用

当会は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

顧客への財又はサービスの提供における当会の役割が代理人に該当する取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客から受け取る対価から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

この結果、当年度の経常利益及び税引前当期利益へ与える影響はありません。

なお、期首の利益剰余金への影響はありません。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

①当年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 724百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a. 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項 (6)引当金等の計上方法 ①貸倒引当金」に記載しています。

b. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

c. 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

①当年度に係る計算書類に計上した額

「5. 金融商品に関する事項 (2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a. 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5. 金融商品に関する事項 (2) 金融商品の時価等に関する事項 ②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b. 主要な仮定

主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

c. 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,081百万円です。

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
オペレーティング・リース	15百万円	19百万円	34百万円

(3) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

有価証券 146,309百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 146,489百万円

上記のほか、為替決済に関する担保として、定期預金 60,932百万円を差し入れています。

(4) 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、国債に合計17,656百万円含まれています。

(5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	—
危険債権額	2百万円
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	—
合計額	2百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(表示方法の変更)

令和2年12月23日に公布された農業協同組合法施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化されリスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました。(令和4年3月31日施行)

- (6) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は35百万円です。
- (7) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は8,241百万円です。
- (8) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金12,678百万円が含まれています。

5. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、滋賀県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付けを行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、株式、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金（当座貸越契約、貸出コミットメントを含む）及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）として保有しており、これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスクや市場価格の変動リスク等の市場リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、内部格付、与信限度額、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほかリスク統括部が行っており、定期的にリスク管理委員会や理事会等に報告を行っています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部のほかリスク統括部が管理を行い、信用情報や時価の把握を定期的に行っています。また、貸出金と同様、リスク管理委員会や理事会等に報告を行っています。

b. 市場リスクの管理

(a) 金利リスク、為替リスクおよび価格変動リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規程に従い管理を行っており、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した分散投資を基本とし、理事会で定められた年間運用方針、運用限度額に基づき取引を行っています。

また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたっては運用方針等の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っています。具体的には、収益管理は総務部、資金運用に関する具体的方針はALM委員会、取引の執行は資金証券部、モニタリングはリスク統括部が担当するとともに、市場リスクマネジメントにかかる運営状況については、定期的にリスク管理委員会や理事会等に報告を行っています。

また、ALMによる金利変動リスク管理のほか、収支シミュレーションの実施、ロスカットルールによる資産価値の過度な減少の防止、市場リスク量管理等のマネジメント手法を通じて適正な市場リスク管理に努めるとともに、相場急変時等により問題が生じる場合はリスク管理委員会で対処方針を協議する管理体制をとっています。

(b) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」の債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のVaRは分散共分散法（保有期間1ヶ月、信頼区間99.0%、観測期間5年）により算出しており、令和4年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失の推計値）は、全体で6,352百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離するとともに、リスク統括部で取引の執行状況のモニタリングを行うなど、内部牽制を確立して実施しています。

c. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	937,846	937,856	9
コールローン	70,000	70,000	－
買入金銭債権			
その他目的	638	638	－
有価証券に該当しないもの	36,335	36,326	△ 8
有価証券			
その他有価証券	410,276	410,276	－
貸出金	142,936		
貸倒引当金	△ 724		
貸倒引当金控除後	142,211	142,730	518
資産計	1,597,308	1,597,827	519
貯金	1,400,760	1,400,773	12
債券貸借取引受入担保金	146,489	146,489	－
借入金	24,300	24,300	－
負債計	1,571,550	1,571,563	12

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金 3,430百万円を含めています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a. 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b. コールローン

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

c. 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。

d. 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

e. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

a. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b. 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

c. 借入金

すべてが短期間で市場金利を反映する変動金利によるものであり、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 55,469百万円

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	937,846	—	—	—	—	—
コールローン	70,000	—	—	—	—	—
買入金銭債権						
その他目的のうち満期があるもの	292	205	134	6	—	—
有価証券に該当しないもの	24,820	2,000	6,000	3,500	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	6,115	32,040	28,118	27,008	18,011	261,593
貸出金	44,380	38,285	17,546	15,429	3,574	23,719
合 計	1,083,455	72,531	51,798	45,945	21,586	285,313

(注) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越(融資型を除く)0百万円については「1年以内」に含めています。また、劣後特約付貸出金12,678百万円については「5年超」に含めています。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,390,686	6,617	23	1	1	—
譲渡性貯金	3,430	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	146,489	—	—	—	—	—
借入金	5,600	10,000	5,900	2,800	—	—
合 計	1,546,206	16,617	5,923	2,801	1	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」（保有区分口）が含まれています。以下(2)まで同様です。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	492	395	96
	債券			
	国債	210,089	200,703	9,385
	地方債	12,982	12,647	334
	社債	8,027	7,953	73
	その他	3,871	3,611	260
	その他	18,327	14,669	3,658
	小 計	253,791	239,980	13,810
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	565	645	△ 80
	債券			
	国債	94,057	97,076	△ 3,018
	地方債	22,881	23,136	△ 254
	短期社債	3,999	3,999	△ 0
	社債	28,426	28,735	△ 309
	その他	298	300	△ 2
その他	6,895	7,231	△ 336	
	小 計	157,123	161,125	△ 4,001
合 計		410,914	401,106	9,808

(注) 上記差額合計から繰延税金負債2,713百万円を差し引いた金額7,095百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株 式	410百万円	74百万円	－百万円
債 券	65,224百万円	218百万円	206百万円
その他	10,922百万円	179百万円	－百万円
合 計	76,557百万円	472百万円	206百万円

(3) その他有価証券（市場価格のない株式等を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しています。当年度における減損処理額は16百万円（すべて株式）です。

なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

7. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、「職員退職給与規程」に基づき退職一時金制度（非積立型）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、職位等と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

②確定給付制度

a. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	787百万円
退職給付費用	65百万円
退職給付の支払額	<u>△126百万円</u>
期末における退職給付引当金	<u>726百万円</u>

b. 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	<u>726百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>726百万円</u>

退職給付引当金	<u>726百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>726百万円</u>

c. 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	65百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっています。

また、令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、95百万円となっています。

8. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
債権償却有税額	296百万円
退職給付引当金超過額	200百万円
役員退職慰労引当金超過額	35百万円
相互援助積立金超過額	623百万円
未払事業税	19百万円
支払奨励金未払額	132百万円
特例業務負担金引当金	26百万円
その他	47百万円
繰延税金資産小計	1,381百万円
評価性引当額	△ 973百万円
繰延税金資産合計（A）	408百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 2,713百万円
その他	△ 18百万円
繰延税金負債合計（B）	△ 2,731百万円
繰延税金負債の純額（A）+（B）	△ 2,322百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.41%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 4.77%
事業分量配当金	△ 10.77%
住民税均等割等	0.15%
評価性引当額の増減	△ 0.02%
その他	0.17%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.83%

9. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

(令和4年度)

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
- ・満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他有価証券
 - ・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
- また、主な耐用年数は次の通りです。
- | | |
|-----|---------|
| 建 物 | 15年～38年 |
| その他 | 5年～30年 |
- (4) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (5) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。

(6) 引当金等の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,066百万円です。

②賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給

額を基礎として計上しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

⑤相互援助積立金

相互援助積立金は、滋賀県JAバンクの信用向上に資するため、「滋賀県JAバンク支援制度要領」に基づき、所要額を計上しています。

⑥特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、拠出する特例業務負担金の令和4年3月現在における令和14年3月までの実負担見込額に基づき計上しています。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2. 会計方針の変更に関する事項

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）の適用
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過措置に從って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

①当年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 868百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a. 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項 (6)引当金等の計上方法 ①貸倒引当金」に記載しています。

b. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

c. 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

① 当年度に係る計算書類に計上した額

「5. 金融商品に関する事項 (2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a. 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5. 金融商品に関する事項 (2) 金融商品の時価等に関する事項 ②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b. 主要な仮定

主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

c. 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,180百万円です。

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
オペレーティング・リース	10百万円	19百万円	30百万円

(3) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

有価証券 182,562百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 181,935百万円

上記のほか、為替決済に関する担保として、定期預金 62,567百万円を差し入れています。

(4) 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、国債に合計11,918百万円含まれています。

(5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1百万円
危険債権額	2百万円
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	—
合計額	4百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は10百万円です。

(7) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は8,361百万円です。

(8) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金12,678百万円が含まれています。

5. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、滋賀県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付けを行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、株式、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金（当座貸越契約、貸出コミットメントを含む）及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他有価証券）として保有しており、これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスクや市場価格の変動リスク等の市場リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、内部格付、与信限度額、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほかりスク統括部が行っており、定期的にリスク管理委員会や理事会等に報告を行っています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部のほかりスク統括部が管理を行い、信用情報や時価の把握を定期的に行っています。また、貸出金と同様、リスク管理委員会や理事会等に報告を行っています。

b. 市場リスクの管理

(a) 金利リスク、為替リスクおよび価格変動リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規程に従い管理を行っており、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した分散投資を基本とし、理事会で定められた年間運用方針、運用限度額に基づき取引を行っています。

また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたっては運用方針等の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っています。具体的には、収益管理は総務部、資金運用に関する具体的方針はALM委員会、取引の執行は資金証券部、モニタリングはリスク統括部が担当するとともに、市場リスクマネジメントにかかる運営状況については、定期的にリスク管理委員会や理事会等に報告を行っています。

また、ALMによる金利変動リスク管理のほか、収支シミュレーションの実施、ロスカットルールによる資産価値の過度な減少の防止、市場リスク量管理等のマネジメント手法を通じて適正な市場リスク管理に努めるとともに、相場急変時等により問題が生じる場合はリスク管理委員会で対処方針を協議する管理体制をとっています。

(b) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のVaRは分散共分散法（保有期間1ヶ月、信頼区間99.0%、観測期間5年）により算出しており、令和5年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失の推計値）は、全体で13,714百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	908,840	908,748	△ 92
コールローン	100,000	100,000	—
買入金銭債権			
その他目的	345	345	—
有価証券に該当しないもの	38,011	38,001	△ 10
有価証券			
満期保有目的の債券	133,439	133,137	△ 301
その他有価証券	263,564	263,564	—
貸出金	141,200		
貸倒引当金	△ 868		
貸倒引当金控除後	140,332	140,645	312
資産計	1,584,534	1,584,443	△ 91
貯金	1,365,198	1,365,094	△ 103
債券貸借取引受入担保金	181,935	181,935	—
借入金	19,700	19,700	—
負債計	1,566,834	1,566,730	△ 103

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金 1,430百万円を含めています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a. 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b. コールローン

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

c. 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。

d. 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

e. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

a. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b. 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

c. 借入金

すべてが短期間で市場金利を反映する変動金利によるものであり、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

非上場株式 33百万円
 その他外部出資 55,436百万円

(注)「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	908,840	—	—	—	—	—
コールローン	100,000	—	—	—	—	—
買入金銭債権						
その他目的のうち満期があるもの	205	134	6	—	—	—
有価証券に該当しないもの	28,500	6,000	3,500	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	134,000
その他有価証券のうち満期があるもの	37,808	27,458	26,985	18,851	10,453	118,058
貸出金	51,045	28,625	21,925	6,557	3,069	29,976
合計	1,126,400	62,217	52,417	25,409	13,522	282,034

(注) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越(融資型を除く)0百万円については「1年以内」に含めています。また、劣後特約付貸出金12,678百万円については「5年超」に含めています。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,362,296	1,433	17	2	18	—
譲渡性貯金	1,430	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	181,935	—	—	—	—	—
借入金	10,000	5,900	2,800	1,000	—	—
合計	1,555,661	7,333	2,817	1,002	18	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」(保有区分口)が含まれています。以下(2)まで同様です。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。 (単位:百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	52,727	53,927	1,199
	小計	52,727	53,927	1,199
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	80,711	79,210	△1,501
	小計	80,711	79,210	△1,501
合計		133,439	133,137	△301

② その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	株式	388	265	123
	債券			
	国債	84,559	82,336	2,222
	地方債	9,801	9,613	188
	社債	8,970	8,920	50
	その他	2,946	2,729	216
	その他	22,857	18,747	4,109
	小 計	129,524	122,612	6,911
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	株式	355	408	△ 53
	債券			
	国債	74,438	79,709	△ 5,271
	地方債	29,071	29,500	△ 428
	短期社債	5,999	5,999	△ 0
	社債	20,112	20,246	△ 133
	その他	397	400	△ 2
	その他	4,010	4,198	△ 187
	小 計	134,386	140,463	△ 6,077
合 計		263,910	263,076	834

(注) 上記差額合計から繰延税金負債230百万円を差し引いた金額603百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株 式	464百万円	38百万円	5百万円
債 券	174,349百万円	3,768百万円	4,025百万円
その他	12,589百万円	166百万円	－百万円
合 計	187,403百万円	3,973百万円	4,031百万円

(3) 満期保有目的及びその他有価証券（市場価格のない株式等を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しています。

当年度における減損処理額は33百万円（すべて株式）です。

なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

7. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、「職員退職給与規程」に基づき退職一時金制度（非積立型）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、職位等と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

②確定給付制度

a. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	726百万円
退職給付費用	64百万円
退職給付の支払額	<u>△ 87百万円</u>
期末における退職給付引当金	<u>702百万円</u>

b. 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	<u>702百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>702百万円</u>

退職給付引当金	<u>702百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>702百万円</u>

c. 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	64百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっています。

また、令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、85百万円となっています。

8. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	35百万円
債権償却所得税額	295百万円
退職給付引当金超過額	194百万円
役員退職慰労引当金超過額	41百万円
相互援助積立金超過額	642百万円
未払事業税	22百万円
支払奨励金未払額	126百万円
特例業務負担金引当金	23百万円
その他	37百万円
繰延税金資産小計	1,481百万円
評価性引当額	△ 999百万円
繰延税金資産合計（A）	419百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 230百万円
その他	△ 18百万円
繰延税金負債合計（B）	△ 249百万円
繰延税金資産の純額（A）+（B）	169百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.45%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.28%
事業分量配当金	△ 9.90%
住民税均等割等	0.15%
評価性引当額の増減	1.05%
その他	0.20%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.33%

9. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

6. 財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

①私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

②当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年6月30日

滋賀県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 川崎 宏

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

7. 会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。